

最高裁秘書第1920号

令和7年6月5日

山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会委員長

答申書の写しについて（送付）

下記の諮問については、令和7年5月29日に答申（令和7年度（最情）答申第7号）をしたので、答申書の写しを送付します。

記

諮詢番号 令和6年度（最情）諮詢第32号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（4233）5249（直通）

諮詢日：令和6年11月1日（令和6年度（最情）諮詢第32号）

答申日：令和7年5月29日（令和7年度（最情）答申第7号）

件名：個別の事件が上告審に係属した等の進行状況が明らかになった結果として、
当該事件の当事者に不利益が及んだ事例について作成し、又は取得した文
書の不開示判断（不存在）に関する件

答申書

第1 委員会の結論

「個別の事件が上告審に係属した等の進行状況が明らかになった結果として、
当該事件の当事者に不利益が及んだ事例について最高裁が作成し、又は取得し
た文書」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁
判所事務総長が、本件開示申出文書は作成し、又は取得していないとして不開
示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事
務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、
最高裁判所事務総長が令和6年9月4日付で原判断を行ったところ、取扱要
綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の3に定める諮
問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

令和6年5月24日付の最高裁判所事務総長の理由説明書（以下「別件理由
説明書」という。）に、「最高裁判所の既済事件一覧表の事件番号が明らかに
なると、個別の事件が上告審に係属した等の進行状況が明らかとなり、当該事
件の当事者が不利益を被るおそれが否定できない」と書いてあることからすれ
ば、本件開示申出文書は存在するといえる。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

1 最高裁判所において、本件開示申出文書を探索したところ存在しなかった。

2 苦情申出人は、別件理由説明書に、「最高裁判所の既済事件一覧表の事件番号が明らかになると、個別の事件が上告審に係属した等の進行状況が明らかとなり、当該事件の当事者が不利益を被るおそれが否定できない」と書いてあることからすれば、本件開示申出文書は存在する旨を主張する。しかしながら、別件理由説明書における最高裁判所の主張は、当該案件において最高裁判所の既済事件一覧表の事件番号を開示するか否かを検討した結果を記載したものであるところ、その記載に当たっては、開示によっていかなる影響が生じるかを検討することで足り、本件開示申出文書の作成又は取得を必ず要するものではない。実際にも本件開示申出文書を作成又は取得していない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和6年1月1日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 令和7年4月18日 審議
- ④ 同年5月23日 審議

第6 委員会の判断の理由

1 本件開示申出は、別件理由説明書に、「最高裁判所の既済事件一覧表の事件番号が明らかになると、個別の事件が上告審に係属した等の進行状況が明らかとなり、当該事件の当事者が不利益を被るおそれが否定できない」と記載してあったことに関連し、当該「おそれ」のあることを基礎づける具体的な事実等を記載した文書の開示を求めるものと解される。しかしながら、特定の文書の開示の可否を検討する際には、開示によっていかなる影響が生じるかを検討することで足りるから、特定の文書の記載について、公にすることで個別の事件が上告審に係属した等の進行状況が明らかとなり、当該事件の当事者が不利益を被るおそれがあることを理由に不開示とする場合であっても、個別具体的な不利益の発生に係る事実やそれを記録した文書に基づいて判断がされなければな

らないものではない。そうすると、本件開示申出文書を作成し、又は取得していないとする最高裁判所事務総長の説明に特段不合理な点はない。

2 以上のとおり、原判断については、最高裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 長 戸 雅 子

委 員 川 神 裕